



# 山形県公報

平成26年12月9日(火)  
第2604号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……1299
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 民有保安林指定の解除の予定……………(林業振興課) ……1300
- 県道の供用の開始……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(都市計画課) ……同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……1301

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定の解除……………同
- 山形県指定無形民俗文化財の指定……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……1302
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……1303

## 告 示

### 山形県告示第1011号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地        | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人ちっちゃな町工場<br>米沢市福田町一丁目3番69号 | 就労移行支援事業所ちっちゃな町工場<br>米沢市福田町一丁目3番69号 | 就 労 移 行 支 援 | 平成26.12. 1 |

### 山形県告示第1012号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営福寿野地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

舟形町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成26年12月10日から平成27年1月15日まで

## 4 その他

この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第1013号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 解除予定保安林の所在場所

鶴岡市楨代字楨の代128の3

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 保安林解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

**山形県告示第1014号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年12月9日から同月22日まで縦覧に供する。

平成26年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 路線名 上和田浅川線

2 供用開始の区間 東置賜郡高島町大字元和田字中和田2から  
同 馬頭字上光田213番1まで

## 3 供用開始の期日 平成26年12月9日

**山形県告示第1015号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成26年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 南陽都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・5号赤湯停車場線

## 2 施行者の名称

山形県

## 3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

## 4 事業地の所在

(1) 取用の部分 南陽市三間通字中蔵田及び字東蔵田、二色根字前川原、字堤端、字下川原、字上氷堂及び字下川原一、櫛塚字川端並びに赤湯字西川原地内

(2) 使用の部分 南陽市二色根字前川原地内

## 5 告示年月日及び番号

平成26年11月28日 東北地方整備局告示第162号

## 山形県告示第1016号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成26年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第149号
- 2 指定の場所 東根市神町北二丁目9276番69の一部、9276番69先
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長26.18メートル
- 4 指定年月日 平成26年12月1日

## 教育委員会関係

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第16号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第5条第1項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

平成26年12月9日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

| 種 別   | 名 称                 | 員 数 | 旧 所 有 者 | 旧 所 有 者 の 住 所 |
|-------|---------------------|-----|---------|---------------|
| 絵画の部  | 紙本著色重嶂香雪<br>図 岡田半江筆 | 1 幅 | 個 人     | 河北町谷地         |
| 絵画の部  | 絹本著色火喰鳥図<br>立原杏所筆   | 1 幅 | 同       | 同             |
| 工芸品の部 | 赤絵柿右エ門皿             | 1 枚 | 同       | 同             |

## 山形県教育委員会告示第17号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第26条第1項の規定により、山形県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成26年12月9日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

| 名 称        | 所 在 地    | 保 存 団 体       |
|------------|----------|---------------|
| 若宮八幡神社太々神楽 | 東根市大字東根甲 | 若宮八幡神社太々神楽保存会 |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成27年4月9日まで縦覧に供する。

平成26年12月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
寒河江新山ショッピングロード  
寒河江市大字寒河江字新山56番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社須藤不動産 天童市東久野本一丁目1番12号  
代表取締役 須藤芳男
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
（変更前）2,964平方メートル  
（変更後）3,954平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - イ 駐車場の収容台数  
（変更前）164台  
（変更後）193台
    - ロ 駐輪場の位置及び収容台数  
（変更前）0台  
（変更後）25台（位置については縦覧に供する図面のとおりに）
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヤマダ電機     | 午前10時   | 午後9時    |
| 青山商事株式会社      | 午前10時   | 午後9時    |
| 株式会社マックハウス    | 午前10時   | 午後9時    |
| 株式会社チヨダ       | 午前9時    | 午後9時    |
| 株式会社神戸物産      | 午前9時    | 午後9時    |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社ヤマダ電機     | 午前10時   | 午後10時   |
| 青山商事株式会社      | 午前10時   | 午後8時    |

|            |       |      |
|------------|-------|------|
| 株式会社マックハウス | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社チヨダ    | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社神戸物産   | 午前9時  | 午後8時 |

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前8時30分から午後9時30分まで  
（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成27年7月1日

5 届出年月日

平成26年10月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年4月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、手術用顕微鏡の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年12月9日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院C棟3階大会議室
- (2) 日時 平成27年1月16日（金） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 手術用顕微鏡 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月30日（月）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- (7) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設用度係 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号、以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類を平成27年1月5日（月）午後3時までに契約に関する事務を担当する部局に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Microscope for brain surgery Quantity: 1
- (2) Time-limit for tender: 11:00 AM, January 16, 2015
- (3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakabacho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233(22)5525